

総務委員会報告

総務委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

第138号議案	長崎市よかまちづくり基本条例	原案可決
---------	----------------	------

第138号議案「長崎市よかまちづくり基本条例」は、市民の参画と協働によるまちづくりを推進し、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまちをつくるため、まちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を定めるものです。

委員会では、

- ・地域コミュニティの希薄化などの課題に対処すべく、市の職員が地域の実情を把握するとともに、市の責務として、条例の基本理念を具現化していく考えについていただきました。

理事者からは、社会情勢の変化の中で、高齢者のみの世帯や、一人暮らし世帯も増えているため、自分でできることは自分で、自分でできないことはお互い助け合いながら、それでもできないときは行政がどう関わるかという助け合いの精神、いわゆる自助・共助・公助の考え方が大切だと認識している。市の組織についても、今後、地域支援機能を支所等に拡大するとともに、各地域の課題を協働して解決していくに当たり、行政としてもその役割をしっかりと果たしながら、今後の長崎市のまちづくりについて、基本理念に沿ってしっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

そのほか、

- ・自治会加入率が減少していることに対する、市民懇話会や市民検討委員会からの意見、
- ・まちづくりを行う上で、選択肢の1つとして、住民投票を規定することについての議論の経過、

- ・市民参画を積極的に進めていく観点から、第5条に規定する「市民の役割」を、「市民の責務」と規定しなかった理由、
  - ・条例の趣旨が施策に反映されていることを検証する方法と、検証結果の公表・周知の考え方、
  - ・企業に対し地域行事への協力や参画を求める考えについてただすなど、内容検討の結果、
  - ・自治会加入率の減少や、これに伴う地域行事の縮小など、地域や自治会の課題を洗い出しながら、本条例により長崎市がより良い方向へ進むようしっかり取り組んでほしい、
  - ・地域のきずなづくりや、自助・共助・公助の認識を市民に持っていただき、条例の理念を共有してまちづくりに取り組むためにも、本条例がしっかりとその役割を果たせるよう、十分な周知徹底を図ってほしい、
- との要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決、決定しました。

第139号議案	長崎市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
---------	--------------------------	------

第139号議案「長崎市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例」は、主に、本市の子どもの放課後対策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するため「長崎市放課後対策推進審議会」を設置するとともに、「長崎市放課後子ども教室推進審議会」を廃止したいのと、自治の基本的な方針を定める条例に関する事項の調査審議が終了したことに伴い、「長崎市自治基本条例検討委員会」を廃止したいのと、案件の類型に応じて必要な事項を審査する附属機関を設置するものです。

委員会では、

- ・「長崎市放課後対策推進審議会」の担当事務の具体的な内容と、教育委員会との連携を含めた放課後対策の考え方についてただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。

第140号議案	長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例	原案可決
---------	------------------------	------

第140号議案「長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例」は、内容検討の結果、異議なく原案を可決、決定しました。

第141号議案	長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	---------------------------------	------

第141号議案「長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例」は、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である端島炭坑（軍艦島）の保存及び活用のための整備事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するものです。

委員会では、

- ・基金の目標額を6億円と設定した根拠、
- ・保存整備のパターンを決定した上で国や県へ財政支援を求めていくことへの見解、
- ・端島見学施設使用料を、見学施設以外の端島全体の保存整備に充てることの妥当性、
- ・個人及び企業等からの寄附金の考え方についてたすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決、決定しました。

第142号議案	長崎市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	--------------------	------

第142号議案「長崎市手数料条例の一部を改正する条例」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、個人番号に係る通知カード及び個人番号カードの再交付の事務に係る手数料の額を

定めるものです。

委員会では、

- ・10年間の有効期限満了後に個人番号カードを更新する際の手数料徴収の有無、
- ・カードの損傷や機能が損なわれた場合において、その原因の特定方法と、再交付手数料の徴収の考え方についてたすなど、内容検討の結果、一部委員から、国が個人に番号を付けて管理することはプライバシーの侵害につながる恐れがあり、個人番号カードの誤発送などによる情報漏えいのリスクも危惧されることから、関連する今回の条例改正は認められないことを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、情報漏えいなどに関する市民の不安に対しては、その不安を取り除くために十分な対策を講じるとともに、個人番号カードによる各種手続きの簡素化など、市民にとってのメリットも十分に周知し、カードの交付がスムーズに進むよう取り組んでほしいとの要望を付した賛成意見が出されましたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決、決定しました。

第146号議案	長崎市民水泳プール条例の一部を改正する条例	原案可決
---------	-----------------------	------

第146号議案「長崎市民水泳プール条例の一部を改正する条例」は、西工場の建替えに伴い、長崎市民木鉢プールを廃止するものです。

委員会では、

- ・新西工場の余熱を利用した新たな温水プールの供用が開始されるまでの約1年半、地元プールがなくなるため、その間の対応に係る利用者との協議状況、
- ・利用者の不便を軽減するため、新プールの建設期間を短縮する考え、
- ・新プールの供用開始を待って木鉢プールを廃止する計画を立てられなかった理由、
- ・競技力向上の視点を踏まえた新プール建設のあり方についてたすなど、内容検討の結果、利用者の不便を解消すべく、できるだけ早期に供用開始できるよう、計画の前倒しを検討してほしいとの要望を付した賛成意見が出され、異議なく

原案を可決、決定しました。

第152号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画について（形上辺地）	原案可決
---------	-----------------------------	------

第152号議案「辺地に係る公共的施設の総合整備計画について」は、道路改良事業の実施に伴う形上辺地に係る「公共的施設の総合整備計画」を定めるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の規定により、議会の議決を経るものです。

委員会では、

- ・辺地に指定されている10の地区のうち、総合整備計画が策定されていない地区における今後の道路改良事業などの実施予定、
  - ・辺地の指定や、辺地債を活用するに至るまでに要する期間についてたすなど、
- 内容検討の結果、異議なく原案を可決、決定しました。

第131号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第3号） 第1条 第1項 歳入歳出予算の総額 第2項中 歳入 全部 歳出 第2款 総務費 第1項中 第6目のうち所管部分 第16目 第22目 第3項 第4条 地方債の補正	原案可決
---------	--	------

第131号議案「平成27年度長崎市一般会計補正予算第3号」のうち、総務委員会所管部分における審査の経過並びに結果について、特に、質疑・意見が集中した点を報告します。

まず、歳出については、総務費において、しまとく通貨の追加販売に伴い、発行団体である「しま共通地域通貨発行委員会」への負担金を支出するための「しまとく通貨発行費」が計上されました。

委員会では、

- ・現状の 1,000 円単位での発行に対し、買い物などの際の利便性を考慮して、500 円単位での発行としなかった理由、
- ・しまとく通貨の導入による経済効果と、事業終了後の評価方法についてたすなど、内容を検討しました。

次に、同じく総務費において、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値を正確に理解していただくため、「九州・山口の近代化産業遺産群世界遺産登録推進協議会」が実施する情報発信のためのシステム開発に係る負担金を支出するための「明治日本の産業革命遺産理解促進費」が計上されました。

委員会では、

- ・ 8 県 11 市にまたがる構成資産への周遊を促す仕掛けづくりについてたすなど、内容を検討しました。

次に、同じく総務費において、本年 10 月から始まるマイナンバー制度における、個人番号カードの申請方式について、従来の交付時来庁方式に加えて、申請時来庁方式や勤務先企業等による一括申請方式についても国から示されたため、新たな方式を採用するための「個人番号カード推進事業費」が計上されました。

委員会では、

- ・勤務先企業等による一括申請方式の対象企業数と、当該業務も含めた市民課の人員体制、
- ・来庁時の暗証番号設定に際し、タッチパネルへの入力が高齢者などへの対応についてたすなど、内容を検討しました。

次に、歳入においては、種々内容を検討しました。

以上が審査過程の概要ですが、その結果、一部委員から、「個人番号カード推進事業費」については、国民のプライバシー保護の点から認められないこと、及び、「長崎駅周辺エリアデザイン検討費」については、フリーゲージトレインを前提とした新幹線導入には反対の立場から、該当する歳入部分は認められないこ

とを主な論拠とする反対意見が出されました。

一方、

- ・世界遺産に対する理解促進の取り組みについては、市民や観光客への周知と併せ、構成資産の所在する他都市とも連携してエージェントへ働きかけるなど、理解度を深めていく努力をしてほしい、

- ・「個人番号カード推進事業費」については、市民への周知を徹底し、多くの市民にカードを利用してもらえるよう、市の責務として取り組むとともに、市民が不安を持つことがないように進めてほしい、

との要望を付した賛成意見が出されたので、採決の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

以上が、総務委員会における審査報告です。